

議第42号

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例

琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第4項および第5項ならびに第4条第3項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第10条第1項中「ために」を「ため、次項から第5項までに定める措置その他」に改め、同条第2項中「、前項の措置を講ずるに当たっては」を削り、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条に次の3項を加える。

3 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、鳥獣（鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。）による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）に定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。

第22条を第24条とし、第16条から第21条までを2条ずつ繰り下げる。

第15条中「、知識」を「および知識」に、「公共事業への」を「住宅、公共建築物等における県産材の」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第17条とする。

2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

第14条を第16条とし、第11条から第13条までを2条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の2条を加える。

（樹齢が特に高い樹木のある森林の保全）

第11条 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を

保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(水源のかん養機能の維持および増進)

第12条 県は、森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。